

総社市告示第23号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び届出等の審査等に関し、<u>法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び届出等の審査等に関し、<u>法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。